

春光歴史探訪図事業実行委員会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「春光歴史探訪図事業実行委員会」(以下「会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 会は、春光まちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)の所管区域において、協議会の意見が反映された「まちづくり推進プログラム」(以下「プログラム」という。)に沿って実施する地域の魅力再発見に関する事業に取り組むことで、地域愛や地域住民のコミュニティ活性化に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 会は、前条の目的を達成するための事業を実施する。

(組 織)

第4条 会の委員は、次に掲げるもので構成する。

- (1) 協議会委員のうち、協議会会長から指名を受けた者
- (2) 第2条の目的を達成するための各種事業に関係する団体の長または団体に所属する者
- (3) 会により特に参加を認められた者

(役員の数及び選任)

第5条 会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 会 計 1名
- (4) 監 事 1名

2 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員の互選により選出する。
- (2) 副委員長及びその他の委員長以外の役員は、委員長の指名により選出する。

(役員の仕事)

第6条 委員長は会を代表し、会務を統括するとともに、会議の進行を担う。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、会の会計を担当する。
- 4 監事は、会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、選任の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 会議の招集は委員長が行う。

- 2 会議の開催は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ないときは、委任状をもって出席に代えることが出来る。
- 3 議事の決定は、出席者数の過半数をもって成立する。

(経 費)

第9条 会の運営に要する経費は、補助金、助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(事務所)

第11条 会の事務所は、委員長宅に置く。

(細 則)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、会議を招集してこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 会の初年度の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、会の設立した日から当該年度の3月31日までとする。

春光歴史探訪図事業実行委員会 名簿

	役職	氏 名	団体名及び役職	
1	委員長	山形 裕	春光西地区市民委員会 (春光まちづくり推進協議会)	副会長 (委員)
2	副委員長	高橋 学	旭川市春光郵便局 (春光まちづくり推進協議会)	局長 (委員)
3	会 計	工藤 栄一	春光西地区社会福祉協議会 (春光まちづくり推進協議会)	理事 (委員)
4	監 事	安齋 豊	春光東地区市民委員会 (春光まちづくり推進協議会)	会長 (会長)
5		清水 優	春光西地区民生委員児童委員協議会 (春光まちづくり推進協議会)	(委員)

地域まちづくり推進事業実施計画書

1 事業実施者	団 体 名 春光歴史探訪図作成事業実行委員会
2 事業の名称	春光歴史探訪図作成事業
3 事業の目的 ※地域課題など	春光地域は、(旧)陸上自衛隊第七師団に関する歴史的建物や事象が多く残されていることから、その情報を調査・収集して、資料化、図面化することで、現在の生活環境状況を再認識することが出来る。また、これらの情報を地域住民に配布することにより、春光地域住民同士のつながりを深めることを目的とする。
4 事業内容	今年度 事業内容 1. 情報調査及び収集の実施。 2. 情報の整理及び資料化・図面化への整理。 3. 資料・図面の作成及び地域等への配布。
5 事業期間	令和 6 年 6 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31日まで

次

収 支 予 算 書

事業の名称	春光歴史探訪図事業
団体名	春光歴史探訪図事業実行委員会

1 収入の部 (単位：円)

科 目	予算額	収入内訳
補助金		旭川市地域まちづくり推進事業補助金
合 計		

2 支出の部 (単位：円)

科 目	予算額	左のうち 補助対象経費	支出内訳
使用料			
報償費			
消耗品費			
食糧費			
合 計			